

富士市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

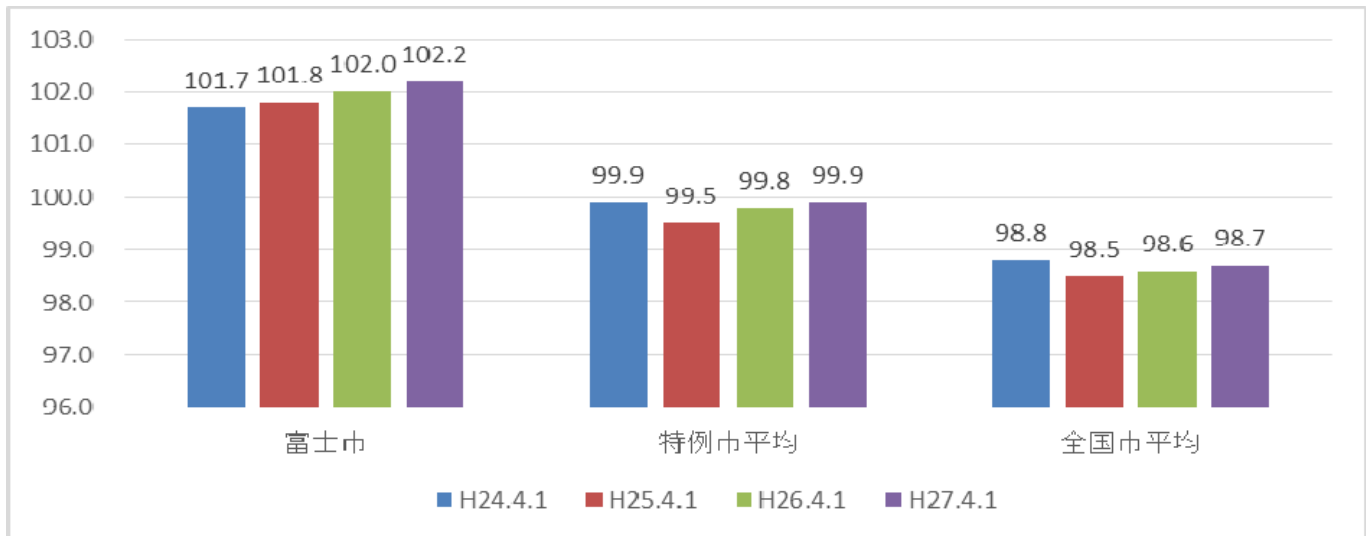
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	257,697	85,606,674	2,969,205	13,918,165	16.3	17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考 B/A) 一人当たり 給与費	(参考) 特例市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	1,754	6,631,871	1,735,673	2,547,340	10,914,884	6,223	6,416

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成 26 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成 27 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

【理由】

- ・一部、国と異なる市独自の給料表を使用しています。
- ・国に比して初任給が高くなっています。
- ・国に比して「給与構造改革」が遅れました。

【改善の見込】

- ・初任給については、今後の給与水準の推移を見ながら検討します。

(4) 給与制度の総合的見直しの状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)

平成 27 年 4 月 1 日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、高齢者層を中心に平均 2 % の引下げを行っています。また、激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施しています。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しています。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合)

国基準 3 % に対し、富士市においても 3 % を支給しています。

(参考)

	平成 26 年度の 支給割合	見直し後の支給 割合 (H30.4.1)	平成 27 年度の 支給割合
国基準による支給割合	3 %	3 %	3 %
富士市の支給割合	4 %	3 %	3 %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。
(平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富士市	41.3歳	330,500円	458,720円	361,421円
静岡県	42.5歳	339,285円	438,299円	374,854円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
特例市	42.1歳	325,120円	428,229円	373,896円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
富士市	48.3歳	153人	330,600円	383,686円	350,438円	—	—	—	—
清掃職員	48.3歳	50人	330,900円	414,540円	356,740円	廃棄物処理業	44.9歳	289,500円	1.43
学校給食員	48.3歳	73人	333,100円	357,951円	349,713円	調理士	45.9歳	262,500円	1.36
自動車運転手	56.1歳	4人	376,800円	456,300円	402,400円	自家用自動車運転手	53.2歳	250,100円	1.82
その他	46.9歳	26人	316,000円	386,042円	332,796円	—	—	—	—
静岡県	53.9歳	220人	335,914円	383,482円	359,579円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
特例市平均	48.6歳	159人	330,154円	395,285円	367,935円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士市	—	—	—
清掃職員	6,448,400円	3,952,300円	1.63
学校給食員	5,773,312円	3,461,600円	1.67
自動車運転手	7,242,900円	3,099,700円	2.34
その他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(平成 24~26 年の 3 ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		富 士 市	静 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,800円	182,372円	174,200円
	高 校 卒	146,500円	147,774円	142,100円
技能労務職	高 校 卒	146,500円	145,454円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	273,890円	368,022円	400,190円	423,831円
	高 校 卒	214,500円	337,700円	376,564円	396,100円
技能労務職	高 校 卒	198,300円	271,050円	335,167円	367,733円

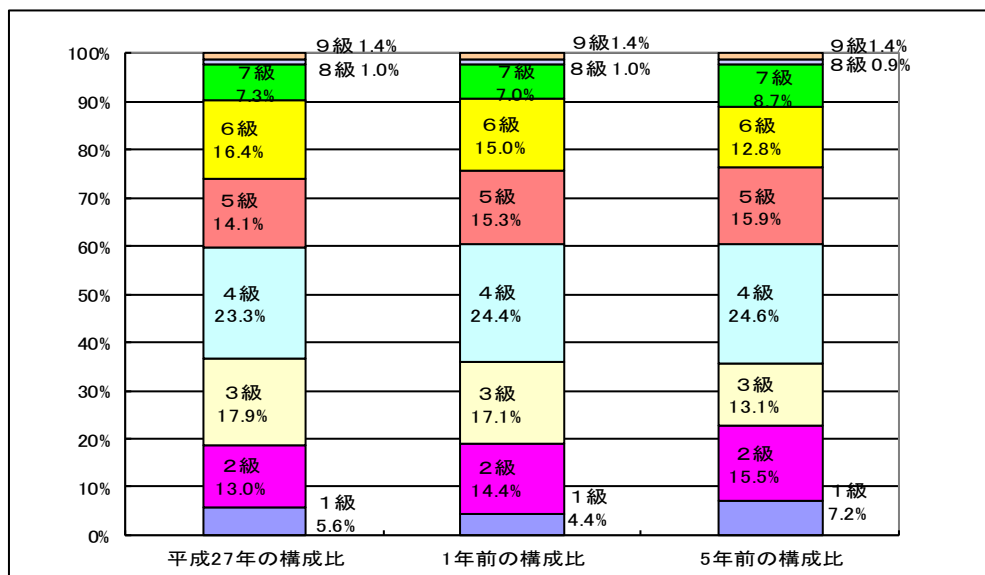
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	部長	12人	1.4%	456,100円	525,200円
8 級	総括課長	9人	1.0%	405,800円	466,300円
7 級	課長、参事	63人	7.3%	360,100円	442,600円
6 級	統括主幹、参事補	143人	16.4%	315,800円	407,900円
5 級	主幹	123人	14.1%	285,000円	390,700円
4 級	主査	203人	23.3%	258,300円	381,900円
3 級	上席主事、上席技師	156人	17.9%	223,900円	347,700円
2 級	主事、技師	113人	13.0%	187,700円	301,900円
1 級	主事補、技師補	49人	5.6%	137,600円	244,900円

(注) 1 富士市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績が特に良好である職員 6号給（3号給）以上

勤務成績が良好である職員 4号給（2号給）

勤務成績が良好であると認められない職員 2号給（1号給）以下

（ ）は、55歳以上の職員の場合

勤務成績が特に良好である職員は、勤務評定により選考される昇任・昇格者を主に対象としています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士市	静岡県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,550千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,571千円	—
（26年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 （1.45月分） （0.70月分）	（26年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 （1.45月分） （0.70月分）	（26年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 （1.45月分） （0.70月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算10～25%

（注） 支給割合の括弧書は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当については、6月期、12月期ともに0.75月分の支給割合を標準としています。勤務実績が良好でないときとされる事由に該当したときは、標準以下の支給割合を決定しています。

(2) 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

富 士 市			国		
(支給率)	自己都合	定年前早期・定年	(支給率)	自己都合	定年前早期・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置(2~45%加算))			(定年前早期退職特例措置(2~45%加算))		
1人当たり平均支給額 19,774千円					
定年前早期 22,810千円/定年 24,467千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 平成25年4月1日以降、退職手当の算定に用いる調整率について、下記のとおり段階的な引下げを行います。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 98/100

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 92/100

平成27年4月1日から 87/100

(3) 地域手当

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

支給実績(平成26年度決算)		276,647千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		157,903円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市全域	3%	1,754人	3%
地域手当補正後のラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		102.2 (102.2)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出します。)

(4) 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26年度決算）		39,150	千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）		82,440	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		27.11	%
手当の種類（手当数）		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	収納課職員	滞納整理に従事した職員	日額 200 円
	収納課職員	滞納処分の執行又は物件の引き上げに従事した職員	日額 400 円
社会福祉業務手当	福祉総務課職員	福祉に関する現場業務に従事する社会福祉主事	月額 6,000 円
	老人ホーム駿河荘、福祉キャンパス、こども療育センターに勤務する職員	生活指導、療育訓練又は養護業務に直接従事した職員	
	老人ホーム駿河荘、福祉キャンパスに勤務する職員	健康管理又は栄養管理に従事した職員	月額 3,500 円
行旅病人等取扱手当	福祉総務課職員	行旅病人の保護、収容等に従事した職員	1 件につき 昼間 1,000 円 夜間 2,000 円
	福祉総務課職員	行旅死亡人の取扱作業に従事した職員	1 件につき 昼間 3,000 円 夜間 5,000 円
感染症消毒作業手当	環境保全課職員	感染症の患者のいた場所等の消毒作業に従事した職員	日額 500 円
家畜保健衛生業務手当	農政課職員	家畜の疾病予防、衛生検査等に従事した職員	日額 500 円
環境衛生手当	環境クリーンセンターに勤務する職員	じんかい収集作業又はごみの受入作業に従事した職員	日額 500 円
		じんかい収集作業車の運転作業に従事した職員	日額 700 円
		犬、猫その他小動物の死体収集作業に従事した職員	1 件 400 円
		焼却処理施設の保守点検又は維持管理作業に従事した職員	日額 300 円
	斎場に勤務する職員	火葬業務に従事した職員	日額 900 円
高圧電気作業手当	右の業務に従事した職員	高圧受変電設備の保守点検作業に従事した職員	日額 300 円
高所作業手当	右の業務に従事した職員	地上 10 メートル以上又は地下 4 メートル以上の足場の不安定な箇所での業務に従事した職員	日額 300 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
道路上 業務手当	右の業務に従事した 職員	交通の頻繁な道路上において行う交通 指導交通整理及び交通安全施設の点検 又は維持管理、測量等の業務に従事し た職員	日額300円
下水道 作業手当	下水道施設維持課 職員	下水道管きよの維持管理作業に従事し た職員	日額300円
消防手当	交替制により隔日に 勤務する消防吏員	救急救命士の資格を有し、救急救命処 置（特定行為に限る）に従事した職員	1回につき600円
		上記に掲げる以外の職員	1当務につき400円
	消防吏員	火災等の現場又は救急現場に出動し、 現場作業に従事した消防吏員（緊急の 場合に限る）	1回につき100円
		消防用自動車又は緊急自動車の運転作 業に従事した消防吏員（緊急の場合に 限る）	1回につき 大型消防自動車400円 中型消防自動車及び普通消防自 動車200円 その他の消防用自動車及び救急 自動車100円
用地買収等 交渉手当	右の業務に従事した 職員	公共用地の取得、物件移転補償等の折 衝事務に従事した職員	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	609,463千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	437千円
支給実績（25年度決算）	559,351千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	401千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶 養 手 当	配偶者13,000円 配偶者有り扶養親族有り6,500円 配偶者無し1人目の扶養親族 11,000円 満16歳の年度始めから満22歳の年 度末までの子1人につき5,000円 加算	同じ		186,206千円	238,420円
住 居 手 当	支給対象者 12,000円を超える家賃・間賃を支 払っている職員 全額支給限度額11,000円 1/2加算限度額16,000円 最高支給限度額27,000円	同じ		82,294千円	314,099円
通 勤 手 当	<交通機関等利用者> 最高支給限度額55,000円 <交通用具等使用者> 片道2km以上4km未満6,500円 片道4km以上6km未満8,300円 片道6km以上8km未満10,100円 片道8km以上10km未満11,800円 片道10km以上12km未満13,500円 片道12km以上14km未満15,000円 片道14km以上16km未満16,700円 片道16km以上18km未満18,300円 片道18km以上20km未満20,000円 片道20km以上25km未満21,600円 片道25km以上30km未満22,300円 片道30km以上35km未満23,000円 片道35km以上40km未満23,700円 片道40km以上24,400円	異なる	<交通機関等利用者> 最高支給限度額 ※55,000円 <交通用具等使用者> 片道5km未満2,000円 片道5km以上10km未満 4,100円 片道10km以上15km未満 6,500円 片道15km以上20km未満 8,900円 片道20km以上25km未満 11,300円 片道25km以上30km未満 13,700円 片道30km以上35km未満 16,100円 片道35km以上40km未満 18,500円 片道40km以上45km未満 20,900円 片道45km以上50km未満 21,800円 片道50km以上55km未満 22,700円 片道55km以上60km未満 23,600円 片道60km以上24,500円 最高限度額75,000円 併用者 (交通機関と交通用具) 最高支給限度額 ※55,000円 ※新幹線等利用者は 20,000円限度に加算有	180,917千円	122,406円
管 理 職 手 当	行政職給料表適用者 31,000円～94,000円	異なる	行政職俸給表(一) 適用者 46,300円～139,300円	90,566千円	748,479円
休 日 勤 務 手 当	勤務1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間 半日、1日振替休日取得の場合は 支給無し	同じ		109,862千円	303,486円
宿 日 直 手 当	勤務1回につき5,500円	異なる	勤務1回につき4,200円	4,615千円	209,750円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市長	990,000円	(参考) 特例市における最高/最低額 1,130,000円 / 463,500円 950,000円 / 637,000円
	副市長	800,000円	
議員報酬	議長	653,000円	770,000円 / 527,400円
	副議長	594,000円	720,000円 / 466,000円
	議員	524,000円	670,000円 / 438,800円
期末手当	市長	(27年度支給割合)	4.10月分 役職加算20%
	副市長	(27年度支給割合)	4.10月分 役職加算20%
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.6	(1期の手当額) 2,851.2万円 (支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額×在職月数×0.35	1,344.0万円 任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

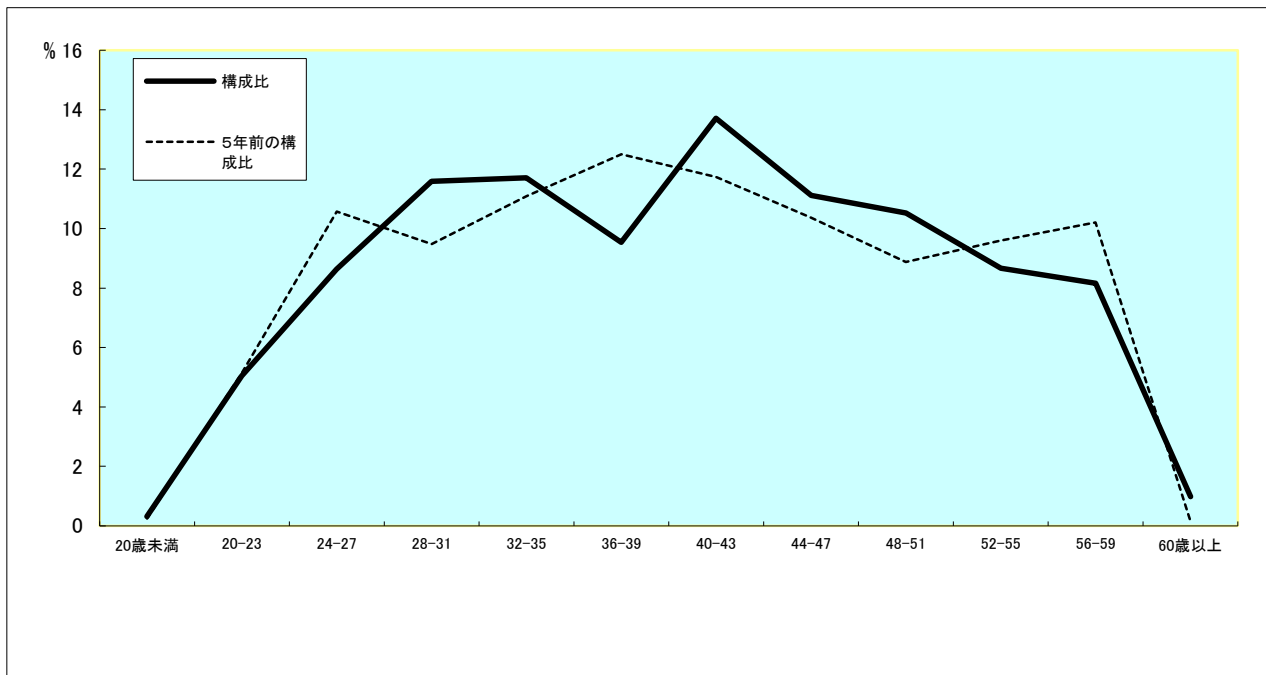
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議会	11	11	0	
	総務企画	300	311	11	組織構造の変更に伴う増
	税務	91	90	△1	職員構成の変更に伴う減
	民生	329	332	3	
	衛生	179	176	△3	職員構成の変更に伴う減
	労働	5	4	△1	職員構成の変更に伴う減
	農林水産	35	34	△1	職員構成の変更に伴う減
	商工	31	31	0	
	土木	185	185	0	
	計	1,166	1,174	8	<参考> 人口1万人当たり職員数45.56人 (特例市の人口1万人当たりの職員数 人)
	教育部門	275	226	△6	組織構造の変更に伴う減
	消防部門	311	311	0	
	小 計	1,752	1,754	2	<参考> 人口1万人当たり職員数68.06人 (特例市の人口1万人当たりの職員数 人)
公 営 企 業 等	病院	610	637	27	組織構造の変更に伴う増
	水道	42	42	0	
	下水道	49	51	2	職員構成の変更に伴う増
	その他	53	53	0	
	小 計	754	783	29	
合 計		2,506 [2,596]	2,537 [2,596]	31 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数98.45人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	8人	128人	219人	294人	297人	242人	348人	282人	267人	220人	207人	25人	2,537人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,191	1,184	1,173	1,170	1,166	1,174	△17 (△1.4%)
教育	283	281	281	280	275	269	△14 (△4.9%)
消防	309	310	307	311	311	311	2 (0.6%)
普通会計計	1,783	1,775	1,761	1,760	1,752	1,754	△29 (△1.6%)
公営企業等会計計	705	716	716	735	754	783	78 (11.1%)
総合計	2,488	2,491	2,477	2,496	2,506	2,537	49 (2.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。